

秋田県告示第189号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

名 称	所 在 地	認定の有効期間
独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	能代市緑町5番22号	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
市立角館総合病院	仙北市角館町岩瀬3番地	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで
大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8番65号	令和8年5月1日から 令和11年4月30日まで